



「河内長野市議会議員の請負の状況の公表に関する  
条例の制定について」を全会一致で可決  
～河内長野市議会～

河内長野市議会は、3月定例会の第4日（3月26日）において、「河内長野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を全会一致で可決しました。

今回の条例は、令和5年3月1日より施行された改正地方自治法により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなったことに伴い、河内長野市議会議員の本市に対する請負の状況を公表すること等により、議員個人による請負の状況の透明性を確保し、公正な議会運営及び適正な事務執行を図るため、本条例を制定するものです。

問い合わせ 河内長野市 議会事務局 議会総務課  
電話：0721-53-1111